

様式第 1 号

定住促進を目的とした空き家等解体事業補助金申請書

年 月 日

泰阜村長 様

申請者 住 所
氏 名

定住促進を目的とした空き家解体交付要綱第 7 条の規定により、標記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助対象

空き家等の所在地	泰阜村 番地		
空き家等の所有者	郵便番号		
	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
新築住宅事の 着工予定	年 月頃	当該空き家等が 空き家になった時期	年 月頃

2. 補助申請額

(A)対象経費の総額	円	(B)A のうち支障木の伐採に係る経費	円
(C)伐採補助基礎算定額 (B×0.5)	円	(D)C と 50 万円のうち低い方の金額	円
(E)解体補助基礎算定額 ((A-B) ×0.8)	円	(F)D と E を足した金額 (D+E)	円
(G)補助金申請額 (F と 400 万円のうち低い方の金額から 1,000 円未満の端数を切捨てた金額)			円

添付書類

(1)空き家等の登記事項証明書(全部事項証明書) (2)空き家等の現況写真及び位置図又は配置図 (3)解体事業に係る見積書の写し (4)予定している新築住宅の計画図 (5)当該新築家屋に入居が見込まれる者の住民票の写し (6)完納証明書 (7)委任状(申請者と所有者が異なる場合に限る。) (8)空き家等所有者の戸籍謄本の写し(相続人等の確認が必要な場合に限る。) (9)その他村長が必要と認めるもの

様式第 2 号

定住促進を目的とした空き家等解体事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日

泰阜村長

様

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日付で補助金交付決定のありました定住促進を目的とした空き家等解体事業について、下記のとおり交付申請を取下げます。

記

1 交付決定額

円

2 取下げの理由

様式第3号

定住促進を目的とした空き家等解体事業補助金変更承認申請書

年 月 日

泰阜村長

様

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日付で補助金交付決定のありました定住促進を目的とした空き家等解体事業について、以下の通り変更したいので申請します。

記

1 変更する内容

2 変更する理由

3 変更交付額

既交付決定額 円

変更申請額 円

差引増減額 円

4 添付書類

(1) 変更に係る見積書等の写し

(2) その他村長が必要と認めるもの

様式第 4 号

定住促進を目的とした空き家等解体事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

泰阜村長

様

申請者 住 所

氏 名

印

年 月 日付で補助金交付決定のありました定住促進を目的とした空き家等解体事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止する期間

年 月 日から 年 月 日まで
(廃止する期日 年 月 日)

様式第 5 号

定住促進を目的とした空き家等解体事業補助金実績報告書

年 月 日

泰阜村長 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付で交付決定通知のあった事業について完了しましたので、定住促進を目的とした空き家等解体事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象

空き家等の所在地	泰阜村 番地	
空き家等の所有者	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	

2. 実績額

(A)対象経費の総額	円	(B)A のうち支障木の伐採に係る経費	円
(C)伐採補助基礎算定額 (B×0.5)	円	(D) C と 50 万円のうち低い方の金額	円
(E)解体補助基礎算定額 ((A-B) ×0.8)	円	(F)D と E を足した金額 (D+E)	円
(G)補助金申請額 (F と 400 万円のうち低い方の金額から 1,000 円未満の端数を切捨てた金額)			円

添付書類

- (1) 解体事業者との契約書の写し
- (2) 解体事業に係る領収書の写し
- (3) 事業完了写真（事業前後で同じ箇所を撮影したもの）
- (4) その他村長が必要と認めるもの

様式第 6 号

定住促進を目的とした空き家等解体事業補助金交付請求書

年 月 日

泰阜村長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

年 月 日付で補助金交付決定のありました定住促進を目的とした空き家等解体事業補助金を、下記のとおり交付してください。

記

1 交付請求額

金 _____ 円

2 振込先

金 融 機 関 名 :

支 店 名 :

預 金 の 種 類 :

口 座 番 号 :

名義人 (フリガナ) :

電 話 番 号 :